

地主制後退期の町村戸数割課税

——大正期牛窓町における町税課税と
地主負担との関係——

坂 本 忠 次

目 次

- 1 本稿の課題
- 2 大正期農村における地方税負担の増大と課税の地域的不均等
- 3 大正期牛窓町財政における町税課税の実態

1 本稿の課題

本稿は、戦前日本資本主義における帝国主義の時代——具体的には「大正デモクラシー期」といわれている大正・昭和初期——において、天皇制国家による課税政策が、農村財政を通じて地主経営にどのような影響を与えたかを、地方税課税、とりわけ町村財政における戸数割課税の実態を通してみてゆこうとするものである。⁽¹⁾ 周知の通り、戦前日本の地主層の租税負担とりわけ地租負担は、明治期とりわけ日本資本主義における産業資本の確立期、独占資本の成立と帝国主義的政策の展開期を中心に相対的にも絶対的にもきわめて重かったことが指摘されてきている。⁽²⁾ しかし、この場合、留意してお

(1) 筆者のこの分野での従来の研究については、拙稿「明治末町村財政における戸数割課税の展開(Ⅰ)(Ⅱ)」『岡山大学経済学会雑誌』第6巻第3・4号、第7巻第1号、1976年、1977年を参照。本論文はこの延長上に位置している。なお、本論文は、土地制度史学会秋季学術大会(1983年度、於創価大学経済学部)報告「後退期地主制と租税公課負担問題——とくに地方税重課の及ぼす影響について——」を基にしている。

くべき点は、第1に、地主層への租税負担といっても、本来的な国税としての地租以外にとくに地方税における土地関係税がかなりみられることであろう。府県税及び市町村では地租割又は地租付加税が地租の中心を占めた。府県税の戸数割は、市（区）町村にも課税が配当され、付加税として機能した（1927年度より市町村の独立税として移管）。この税は当初、毎戸現住者の資産（土地、家屋等を含む）及び所得などを考慮しながらも当初概していけば見立割で行なわれ、1921（大正10）年の府県税戸数割規則の制定を通じてこの課税方法がより具体化され、明確化されて行った。一方、都市地主には宅地租と、戸数割に代る家屋税の課税がみられた。そうして、段別割その他の特別地租などもみられた。また第2に、上記の国税地租及び地方税の地租付加税、戸数割などにも、農業生産とりわけ地主制の地帯構造の条件に応じてかなりの地域別格差がみとめられたことにも注意しておかねばならない。

とくに前者の国税・地方税の関係でいえば、明治当初の地租改正以来明治

- (2) こういった課題設定についてより直接的には加瀬和俊「地主制衰退過程における地主課税政策の意義について」『東京水産大学論集』第13号、1978年。中村政則『近代日本地主制史研究』東京大学出版会、1979年、などを参照。ただし第1次大戦後の地方税動向の考察がなお必要とされる。なお、上記に関連して参照した文献を記しておく。高橋亀吉『明治大正農村経済の変遷』東洋経済新報社出版部、1926年。斎藤萬吉『実施経済農業指針』高山堂、1911年。阿部勇『日本財政論』（租税篇）改造社版、1932年。大内兵衛『財政学大綱』中巻、1931年、下巻（地方財政論）以上『大内兵衛著作集』第1巻、岩波書店、（1975年所収）大阪商科大学経済研究所『我國最近の地租問題』1932年。大内力『日本農業の財政学』東京大学出版会、1950年。延兼教之助『日本資本主義に関する特殊研究（地租を中心とする税負担の研究）』1959年。東京市政調査会『土地増価税と土地未改良価格税の研究』1924年。前田稔晴『土地増価税論』1925年。勝正憲『所得税の話』1930年。宮本憲一「現代税制形成過程の研究」『金沢大学法文学部論集』8『1960年。暉峻衆三『日本農業問題の展開上』東京大学出版会、1970年。斎藤萬吉著、鈴木千代吉編『日本農業の経済的変遷』青史社、1975年。大石嘉一郎「日清「戦後経営」と地方財政」大内力編『地方財政』東京大学出版会、1976年所収。同上、「昭和恐慌と地方財政」『昭和恐慌』東大社研、東京大学出版会、1978年。坂井好郎『日本地主制史研究序説』お茶の水書房、1978年。西田美昭編著『昭和恐慌下の農村社会運動』お茶の水書房、1978年。島袋善弘「大正末一昭和初期における村政改革闘争」『一橋論叢』（上、下）66～4、66～5。

後期までは国税地租（したがって地租割，地租付加税）の比重が大きく，明治末期から大正期の第1次大戦前後とくに1921年から1926年の大正末期・昭和初期を中心に，地方税（主に戸数割）の比重がきわめて大きくなったのである。

しかも，「大正デモクラシー期」とされるこの時期は，1922（大正11）年の市会・町村会の制限選挙制の改革（市会議員三級選挙制→二級選挙制，町村会議員の等級選挙制の廃止），1925（大正14）年3月成立した普通選挙法の実施（1928年2月20日の選挙から実施）など住民自治権の一定程度の拡充がみられたことにも注目しておかねばならないだろう。

本稿は，両大戦間期の農村における農民の租税負担の現状を前提に，とくにこれを，大正中期以降のいわゆる地主制後退期（ふつう1918年8月の全国的な米騒動以降とされる）の地主層への戸数割課税がもたらす問題とその町政治への影響について，岡山県下の1町村に例をとり検討を加えてみようとするものである。本稿で具体的に取り上げるのは，岡山県邑久郡牛窓町における府県税戸数割（及び町付加税）の課税をめぐる町当局，町内大地主H家，町会及び町民諸階層間の相剋がもたらす日本地方財政史上及び地域経済史上の意味についてである。周知の通り岡山県邑久郡は，戦前期の日本農業及び地主制の地帯区分においては，東北・養蚕・近畿の3地帯区分の中で「近畿型」地帯の一環に位置づけられており，郡内牛窓町には，岡山県南の200町歩規模所有の大地主H両家をかかえる地域でもある。また邑久郡地域は，わが国農民運動の先進地の一つにも数えられていることも周知のところである。なお，筆者は，先稿にて，わが国戦前土地税制における都市地主軽課，農村地主重課を指摘したところであるが，⁽³⁾本稿は，このような課題設定の延長上にある検討課題であることも付記しておきたいと思う。

(3) 拙稿「両大戦間期大都市の都市計画財源」『岡山大学経済学会雑誌』第19巻第2号，1987年，参照。

2 大正期農村における地方税負担の増大と課税の地域的不均等

上記のような課題の検討に具体的に入る前に、われわれは、まず、大正期とりわけ第1次大戦以降の租税負担が、地方財政より具体的には町村財政における租税負担の増大と課税の地域的不均等となつてあらわれていることをみておかねばならない。この場合農業生産における地主制の地帯構造類型⁽⁴⁾（いわゆる東北型、養蚕型、近畿型）を前提し、地域的な課税の特質を検討してゆかねばならないが、まず両大戦間期を中心とした農業面における課税実態からみておこう。表1は、恒松制治氏の作成になるものを基に日本の産業革命・帝国主義移行期以降における、農業、非農業の国税と地方税に分類した税額の比重をみたものである。⁽⁵⁾一見して明らかなことは、第1に、戦前日本の場合、非農業部門に比べて農業部門の租税負担の比重が相対的にかなり高い、第2に、非農業部門の国税、地方税の比重は、国税の比重がやや大きい（とくに日露戦争後）のに対し、農業部門では、明治末・大正・昭和初期には国税の比重が低下し、地方税の負担が増大していることである。

これを各種直接税負担のうち所得税、地租、家屋税についてみると、農業部門の負担率が非農業部門に比べて相対的に高くなっている。このうち農業における地租負担が明治当初から10%台を占め高かったが、⁽⁶⁾ 明治中・後期以降その負担率はやや低下し、所得税・家屋税が僅かに増加している。非農

(4) 戦前日本資本主義における地主制の地帯構造については、従来の東北型、近畿型の二類型に養蚕型を加えた三類型の考え方に従った。但し、この区分でもなお把握できない府県もあるとみられる。永原慶二・中村政則・西田美昭・松元宏『日本地主制の構成と段階』東京大学出版会、1972年参照。なお本書では、地主制後退期を第1次大戦後の戦後恐慌期からとしており、本稿もほぼこの考え方を前提している。

(5) 東畑精一・大川一司編『日本の経済と農業』上巻（恒松制治執筆）、1956年による。

(6) 同氏の算出によれば、農業部門の地租負担率は、1878～1882で16.2%、1883～1887で19.6%、1888～1892で13.2%、1893～1897で10.1%を占めていた。

業部門の所得税負担率が2%台にまでなっているが相対的にはなお小さい。

(表2)

表1 農業非農業別税負担

(単位 千円)

年次	農 業				非 農 業				計
	国 税		地方税		国 税		地方税		
		%		%		%		%	
1903~1907	60,851	31.6	52,731	27.3	45,997	23.8	33,316	17.3	192,895
1908~1912	70,266	24.6	83,175	29.1	71,836	25.2	60,360	21.1	285,637
1913~1917	73,841	23.6	93,820	29.9	81,640	26.1	63,801	20.4	313,102
1918~1922	88,952	12.2	206,720	28.5	239,714	33.0	191,367	26.3	726,753
1923~1927	86,745	10.7	217,472	26.8	274,703	33.9	231,500	28.6	810,420
1928~1932	69,637	11.1	135,813	21.7	244,657	39.0	176,654	28.2	626,761
1933~1937	60,024	7.9	137,301	18.2	351,329	46.4	207,906	27.5	756,560

注) 東畑精一・大川一司編『日本の経済と農業』上巻, 1956年による。

表2 各種直接税負担率

(単位 %)

年次	農 業			非 農 業		
	所得税負担	地 租負担	家屋税負担	所得税負担	地 租負担	家屋税負担
1903~1907	0.6	7.9	2.7	1.1	1.6	0.9
1908~1912	0.8	7.7	3.9	1.4	1.4	1.4
1913~1917	0.8	8.1	4.0	1.5	0.5	1.1
1918~1922	0.9	4.6	3.7	2.3	0.3	1.2
1923~1927	0.9	5.7	3.9	2.2	0.3	1.1
1928~1932	0.5	7.2	2.0	2.1	0.2	0.5
1933~1937	0.5	5.2	2.0	2.3	0.3	0.4

注) 表1に同じ

農業部門の中心はいうまでもなく地主所得であり、地主所得は、農業における地主・小作関係を前提とした小作料収入が大宗を占めるのである。そこで地主(小作料)所得を第3種所得⁽⁷⁾(個人所得)と比較し、これを両大戦間期についてみると、 $\frac{\text{小作料所得金額}}{\text{第3種所得総計}}$ は表3にみる通り1920年度の20%から1922年度の14.3%、1924年度の9.7%、1928年度の8.7%、1930年度の6.7%と

(7) 第一種所得(法人所得)、第二種所得(利子及び配当金所得)に対し、第三種所得は個人所得である。

漸次減少し、小作料収入の減少にともなう地主制の後退へと進んでいる。

表3 第3種所得における地主（小作料）所得

(単位 千円, %)

	小作所得金額			第3種所得 総計 (B)	(A)/(B)
	田	畑	計 (A)		
1920	321,012	54,252	375,263	1,872,656	20.0
1922	399,667	64,296	463,962	3,237,903	14.3
1924	258,744	44,206	302,950	3,140,043	9.7
1926	261,161	41,939	303,100	2,731,226	11.1
1928	178,760	29,100	207,860	2,491,155	8.3
1930	140,806	25,233	166,039	2,469,104	6.7
1932	61,219	12,933	74,152	1,835,037	4.0
1934	103,563	18,551	122,114	2,283,124	5.4
1936	152,484	24,667	177,152	2,765,239	6.4
1938	225,295	37,297	262,592	4,222,248	6.2

注) 大蔵省『主税局統計年報』各年度による。

表4 第三種所得に占める小作所得の地帯別比重

(1934年, 単位 千円, %)

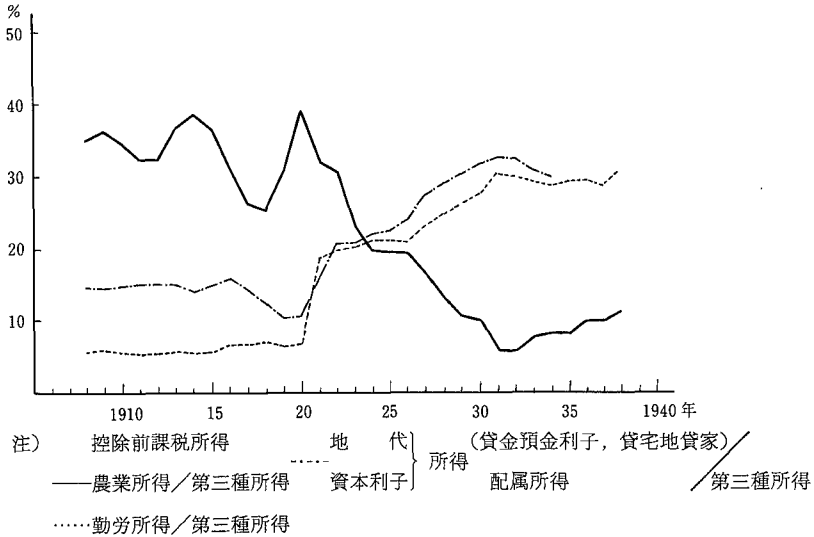
	田		畑		第三種所得合計	
	所得金額	構成比	所得金額	構成比	所得金額	構成比
山形県	4,384,238	25.7	393,668	2.3	17,058,619	100
新潟県	5,362,207	14.8	665,425	1.8	36,118,641	100
山梨県	467,992	5.3	300,686	3.4	8,830,064	100
長野県	1,483,575	6.6	422,431	1.9	22,210,691	100
岡山県	3,409,103	11.1	202,828	0.7	30,725,147	100
山口県	2,507,829	7.8	118,859	0.4	32,327,777	100

注) 出典は表3に同じ。

第3種所得に占める小作所得の比重を地主制の地帯別についてみると、表4の通りとなる。ここで東北型では山形県、新潟県、養蚕型では山梨県、長野県、近畿型では岡山県、山口県を例にとった。これによると、田、畑によって異なるが前者を基準にみると、小作所得の比重は、東北型が最も大きく、つづいて近畿型、養蚕型の比重が最も小さくなっていることが分る。

なお、帝国主義移行期以降の農業所得と第3種所得の関係を時系列でみたものが図1で、1920年代前半を境に、農業所得の比重は減少し、勤労所得、

図1 農業所得，勤労所得，地代・資本利子所得の第3種所得に占める比重



地代・資本利子所得（貸金預金利子，貸宅地貸家，配当所得）の比重が逆に増大していることが分る。1920年代以降の農業所得の衰退，この結果としての地主制の後退は数字の上で明らかであろう。

そこで，第1次大戦後の地方税負担の増大を，道府県税，町村税の動向について，地主制の地帯別にその特徴点をみておこう。表5は、『日本帝国統計年鑑』（ほかに内務省の『地方財政概要』も参考にした）を用いて，主要道府県税の構成比を地帯別について算出し1900年度以降5年度おきにとってみたものである。まず東北型(A)については山形県，新潟県，養蚕型(B)については群馬県，長野県，山梨県，近畿型(C)については和歌山県，岡山県，香川県を例としてとり上げた。表から分る道府県税の特徴は，第1に最も構成比の高い地租割の比重は東北型が一番大きく（明治期には60%台～70%台），つづいて近畿型（同じく50%台～60%台），養蚕型（40%台～60%まで）の順となっている。第2に，つづいて構成比の高い戸数割・家屋税については，養蚕型，近畿型がほぼ同じ比重（県別によって若干のバラつきがある）で，東

北型が少し小さくなっているが、いずれの県も10%台～20%台を占めている。第3に、雑種税の比重は、戸数割・家屋税の比重の高い養蚕型、近畿型で高く（10%台～20%台）、地租の比重の高い東北型では相対的に低くなっている。第4に、所得税付加税の比重は1920年代中葉まで（大正末頃）小さいが、1930年代には比重を高めている。これに代り、地租割の比重は相対的に小さくなり、1930年代には20%台～30%台の水準に低下した。戸数割・家屋税の比重が最も高いのは、東北型では1900～1910年代、他では1920年代であった。

町村税の地帯別構造ではこの点がより鮮明となる。表6は、これをみたものである。近畿型(C)は岡山県のほかに岐阜県、兵庫県を例にとった。第1に、直接国税付加税の地価割は、東北型が最も大きく（10%台～40%台）、つづいて近畿型（10%台～30%台）の順で養蚕型（10%台～20%台）が最も小さい。第2に、これに対比し、府県税付加税のうち戸数割・家屋税の比重は、養蚕型の諸県が最も高く（60%台～70%台）、近畿型諸県、東北型諸県が続いている。（これは1926年度までの数字であるが）戸数割が町村特別税になった1927年度からもほぼ同様である。

表5 道府県税の構成比(%)

(A)山形県

年度	地租割	所得税 付加税	営業(収 益)税 付加税	鉱業税 付加税 その他	戸数割 及 家屋税	営業税	雑種税	特 別 地 税	市町村 分賦額 その他	課 税 合 計
1900	67.8	—	1.3	—	19.4	2.9	8.6	—	—	100
1905	57.2	—	2.0	—	24.5	4.8	11.4	—	—	100
1910	55.9	—	2.9	—	22.4	4.6	12.4	—	1.9	100
1915	55.1	2.0	2.7	0.3	19.7	5.5	14.8	—	—	100
1920	51.3	2.4	5.0	0.2	21.7	3.1	16.3	—	—	100
1926	47.0	2.6	7.9	0.1	17.9	3.6	20.8	—	—	100
1930	43.9	11.1	5.4	—	10.5	3.7	22.1	3.2	—	100
1936	45.2	8.9	5.8	—	12.7	2.7	21.1	3.6	—	100
1939	32.8	16.8	7.7	—	18.6	3.3	16.6	4.3	—	100

(A)新潟県

1900	71.6	—	1.2	—	24.1	2.3	0.8	—	—	100
1905	64.6	—	1.5	—	21.4	2.3	9.6	—	0.7	100
1910	61.2	—	1.8	—	20.7	2.0	6.7	—	7.6	100
1915	66.6	1.3	1.5	0.4	19.3	2.3	7.8	—	0.9	100
1920	50.8	3.1	4.9	0.8	25.3	1.3	10.1	—	3.8	100
1926	45.3	2.6	7.9	0.3	25.9	1.9	16.1	—	—	100
1930	40.4	12.6	7.7	—	14.1	3.0	18.5	3.7	—	100
1936	37.9	13.2	9.1	—	15.3	2.6	17.9	4.1	—	100
1939	26.9	23.0	9.5	—	17.8	2.8	15.5	4.5	—	100

(B)群馬県

1900	53.5	—	2.4	—	23.4	5.9	14.8	—	—	100
1905	46.2	—	3.6	—	24.6	6.6	18.9	—	—	100
1910	48.1	—	4.0	—	27.0	5.4	13.8	—	1.7	100
1915	47.7	1.4	2.7	—	20.8	7.4	20.1	—	—	100
1920	40.0	2.6	7.1	—	22.0	5.3	23.0	—	—	100
1926	33.0	1.8	10.9	—	22.0	3.4	28.9	—	—	100
1930	30.9	12.5	9.7	—	13.8	3.5	24.9	4.6	—	100
1936	31.8	9.9	9.9	—	14.8	2.4	26.3	4.8	—	100
1939	24.4	16.5	13.0	—	16.0	2.4	22.6	5.0	—	100

(B)長野県

1900	56.7	—	2.0	—	14.8	9.0	17.5	—	—	100
1905	47.4	—	3.7	—	16.7	13.1	19.1	—	—	100
1910	45.2	—	2.8	—	28.7	7.7	14.2	—	1.3	100
1915	41.1	1.7	2.8	—	20.9	11.2	22.2	—	—	100
1920	42.6	3.5	8.3	—	21.5	7.3	16.7	—	—	100
1926	30.0	1.7	9.9	—	32.0	7.3	19.1	—	—	100
1930	25.7	11.2	8.1	—	23.7	4.5	21.3	5.5	—	100
1936	29.4	5.2	4.9	—	26.1	3.5	24.1	6.7	—	100
1939	20.9	11.2	7.3	—	28.6	3.2	22.1	6.8	—	100

(B)山梨県

年度	地租割	所得税 付加税	営業(収 益)税 付加税	鉱業税 付加税 その他	戸数割 及 家屋税	営業税	雑種税	特 別 地 税	市町村 分賦額 その他	課 税 合 計
1900	63.6	—	2.4	—	18.9	5.3	9.9	—	—	100
1905	52.6	—	3.3	—	22.4	6.9	14.3	—	0.5	100
1910	47.7	—	3.1	—	20.9	6.1	20.2	—	2.0	100
1915	45.8	1.6	2.9	0.1	23.3	6.9	19.5	—	—	100
1920	44.3	4.4	7.9	0.1	19.9	6.3	17.2	—	—	100
1926	35.5	2.8	11.0	—	23.7	5.1	21.8	—	—	100
1930	31.2	13.7	11.9	—	13.9	4.3	19.3	5.6	—	100
1936	27.9	12.3	11.0	—	17.5	3.0	21.5	6.8	—	100
1939	19.3	20.9	15.9	—	19.2	2.9	15.4	6.5	—	100

(C)和歌山県

1900	37.9	—	2.6	—	24.4	7.6	27.5	—	—	100
1905	51.4	—	2.7	—	23.9	5.0	17.1	—	—	100
1910	43.4	—	4.0	—	21.1	6.1	23.7	—	1.7	100
1915	43.1	1.9	3.9	0.1	21.7	7.3	22.0	—	—	100
1920	34.4	5.1	8.0	0.1	21.4	4.8	26.2	—	—	100
1926	29.2	2.1	9.5	0.1	26.1	3.7	29.4	—	—	100
1930	26.0	13.5	7.8	—	18.1	4.2	26.4	4.0	—	100
1936	25.2	12.3	9.8	—	18.4	3.3	26.3	4.7	—	100
1939	19.0	17.3	12.1	—	20.3	3.7	23.0	4.8	—	100

(C)岡山県

1900	63.3	—	2.2	—	15.8	7.4	11.2	—	—	100
1905	64.4	—	2.1	—	15.6	6.9	10.9	—	—	100
1910	53.5	—	2.7	—	23.0	6.4	12.8	—	1.5	100
1915	57.3	1.2	2.2	0.1	18.4	6.8	14.0	—	—	100
1920	40.7	3.3	7.2	0.1	26.5	4.9	17.3	—	—	100
1926	38.6	1.9	9.2	0.1	23.6	3.5	23.2	—	—	100
1930	35.7	11.5	7.8	—	15.3	2.3	22.0	5.2	—	100
1936	32.2	13.7	9.9	—	13.4	1.6	23.3	6.0	—	100
1939	24.4	19.7	14.2	—	16.6	1.7	19.1	4.3	—	100

(C)香川県

1900	54.0	—	2.0	—	22.9	7.0	14.2	—	—	100
1905	51.3	—	2.6	—	18.5	8.1	19.4	—	—	100
1910	51.5	—	2.6	—	21.8	7.9	14.8	—	1.4	100
1915	47.7	1.8	1.9	—	23.8	7.3	17.5	—	—	100
1920	47.9	3.7	5.0	—	20.7	4.2	18.5	—	—	100
1926	40.7	1.8	7.0	—	22.3	2.6	25.6	—	—	100
1930	38.1	9.4	5.7	—	15.6	4.2	23.3	3.6	—	100
1936	32.2	11.9	8.8	—	14.7	3.1	24.6	4.6	—	100
1939	24.6	17.5	10.3	—	18.4	3.4	21.7	4.1	—	100

注)『日本帝國統計年鑑』各年度版による。1920年度まで決算、1926年度以降予算。市町村分賦額その他には、所得税付加税、鉱業税付加税などを含む。

表6 町村税の構成比(%)
(A)山形県

	直接国税付加税				府県税付加税				特別税		夫役 現品	合計
	地価割	所得割	営業割	鉱業税 ほか	戸数割 家屋税	営業税	雑種税	特別 地稅	反別割 戸数割	各 種		
1900	44.9	0.5	0.5	—	51.1	1.4	—	—	1.2	—	0.3	100
1905	31.5	1.9	1.2	—	62.1	2.7	—	—	0.3	0.1	0.2	100
1910	22.2	2.5	1.4	—	69.3	3.9	—	—	0.1	—	0.5	100
1915	18.8	3.1	1.1	0.1	71.6	1.4	3.4	—	0.0	0.0	0.4	100
1919	12.9	7.0	1.2	0.1	73.1	1.1	4.4	—	—	—	0.3	100
1925	19.3	3.4	3.1	0.1	64.5	1.3	7.9	—	0.1	—	0.4	100
1930	19.2	—	—	2.2	3.7	1.6	12.0	1.5	59.8	—	—	100
1935	21.5	—	—	1.9	4.4	1.4	11.9	1.9	56.9	—	—	100
1938	13.1	—	—	2.0	4.3	1.2	6.4	1.6	71.4	—	—	100

(A)新潟県

1900	48.3	2.1	0.7	—	43.6	3.6	—	—	1.0	0.0	0.7	100
1905	35.1	4.1	2.2	—	53.3	3.1	—	—	0.5	0.1	1.1	100
1910	22.7	4.6	1.7	0.2	66.0	3.3	—	—	0.2	0.0	1.3	100
1915	22.7	5.0	1.4	0.3	64.9	0.9	3.0	—	0.8	—	1.0	100
1919	16.1	9.9	1.4	0.3	67.6	0.7	3.2	—	0.2	—	0.7	100
1925	23.7	4.1	4.1	0.1	58.1	1.1	8.0	—	0.3	—	0.4	100
1930	22.3	—	4.0	—	6.3	2.4	10.8	2.1	52.2	—	—	100
1935	21.3	—	3.8	—	6.6	1.8	12.2	2.4	52.0	—	—	100
1938	13.5	—	3.9	—	5.6	1.4	8.4	2.1	65.1	—	—	100

(B)群馬県

1900	2	—	1.7	2.9	—	65.3	5.9	—	—	1.8	1.9	0.5	100
1905	17.3	2.8	2.7	—	68.3	6.2	—	—	1.5	0.5	0.7	100	
1910	13.6	2.9	2.3	0.0	75.6	5.0	—	—	0.1	0.2	0.2	100	
1915	12.8	3.1	1.7	0.0	73.7	2.4	5.7	—	0.1	0.3	0.2	100	
1919	8.9	5.5	2.0	0.0	74.5	1.8	6.8	—	—	0.1	0.2	100	
1925	15.4	3.0	5.3	0.0	60.5	2.1	13.5	—	—	0.1	—	100	
1930	13.2	—	4.6	—	4.9	1.8	15.2	2.1	58.2	—	—	100	
1935	13.6	—	4.9	—	5.9	1.5	15.8	2.4	55.9	—	—	100	
1938	8.8	—	5.8	—	4.9	1.1	11.4	1.8	66.2	—	—	100	

(B)長野県

1900	24.1	0.7	1.5	—	64.0	3.0	—	—	2.3	3.7	0.7	100
1905	19.5	1.3	2.0	—	71.7	3.8	—	—	1.0	0.3	0.6	100
1910	11.2	2.1	1.6	3.8	77.3	3.3	—	—	0.2	0.2	0.3	100
1915	9.8	2.1	1.3	12.7	69.5	1.3	2.5	—	0.1	0.2	0.5	100
1919	6.2	4.9	1.3	6.9	76.0	1.2	2.9	—	0.1	0.1	0.3	100
1925	10.0	2.3	4.2	4.0	68.9	2.8	7.2	—	0.3	0.2	0.2	100
1930	9.7	—	4.0	—	7.3	2.4	10.0	2.3	64.3	—	—	100
1935	11.0	—	3.4	—	7.6	1.9	10.7	2.8	62.6	—	—	100
1938	6.4	—	3.0	—	5.8	1.2	7.2	2.1	74.5	—	—	100

(B)山梨県

	直接国税付加税				府県税付加税				特別税		夫役 現品	合計
	地価割	所得割	営業割	鉱業税 注か	戸数割 家屋税	営業税	雑種税	特 別 地 税	反別割 戸数割	各 種		
1900	26.5	0.2	0.2	—	67.8	0.3	—	—	1.9	1.5	1.7	100
1905	24.4	0.3	0.4	—	71.0	0.6	—	—	2.1	—	1.2	100
1910	18.0	1.7	1.4	—	72.9	2.3	—	—	1.8	0.0	1.9	100
1915	15.9	3.7	1.7	—	72.2	0.8	2.2	—	1.5	—	1.9	100
1919	10.6	5.5	2.1	0.1	74.9	1.2	3.1	—	0.7	—	1.8	100
1925	18.3	3.7	6.5	0.0	61.1	2.2	6.7	—	1.1	0.1	0.4	100
1930	15.6	—	5.2	—	6.3	2.7	10.3	3.3	56.7	—	—	100
1935	13.7	—	4.2	—	6.9	1.9	10.7	3.8	58.8	—	—	100
1938	7.3	—	4.1	—	5.5	1.4	6.1	2.6	73.1	—	—	100

(C)岐阜県

1900	43.3	0.6	1.0	—	42.9	4.2	—	—	7.5	0.1	0.4	100
1905	29.6	1.9	2.3	—	57.0	4.8	—	—	2.5	0.0	1.9	100
1910	20.6	2.5	2.3	—	65.1	5.6	—	—	2.6	0.1	1.2	100
1915	19.1	2.8	1.6	0.2	66.4	2.4	5.2	—	1.7	—	0.6	100
1919	14.1	5.1	1.5	0.1	69.7	1.6	6.1	—	1.1	—	0.5	100
1925	18.2	2.0	4.3	0.0	59.8	2.2	11.4	—	1.5	0.0	0.5	100
1930	15.3	—	3.3	—	6.4	2.4	12.0	2.9	57.7	—	—	100
1935	15.0	—	3.5	—	5.9	1.9	12.6	3.2	57.9	—	—	100
1938	10.1	—	3.7	—	5.2	1.6	9.4	2.6	67.5	—	—	100

(C)兵庫県

1900	31.8	0.7	1.8	—	58.9	3.3	—	—	2.2	0.2	1.1	100
1905	26.5	1.7	2.4	—	61.9	5.4	—	—	0.3	0.5	1.1	100
1910	17.4	3.0	2.6	—	70.2	5.4	—	—	0.2	0.2	1.0	100
1915	16.2	3.3	2.4	0.0	70.4	1.5	4.8	—	0.2	0.2	0.9	100
1919	10.6	9.7	1.9	0.0	67.9	1.2	6.8	—	0.2	0.7	0.9	100
1925	15.4	4.8	6.1	0.0	55.7	4.2	13.0	—	0.2	0.2	0.4	100
1930	14.1	1.9	4.8	—	13.5	1.8	12.8	1.7	49.3	—	—	100
1935	12.2	2.2	5.4	—	15.5	1.4	12.8	1.8	48.7	—	—	100
1938	8.7	3.3	4.9	—	15.3	1.1	12.2	1.5	53.0	—	—	100

(C)岡山県

1900	36.9	0.8	2.1	—	46.5	5.3	—	—	7.6	0.3	0.5	100
1905	30.9	2.0	2.0	—	54.9	5.5	—	—	3.2	0.0	1.4	100
1910	22.5	2.7	1.9	—	64.6	5.5	—	—	2.2	0.0	0.5	100
1915	20.8	2.6	1.3	0.1	64.5	2.5	4.9	—	2.8	0.0	0.5	100
1919	16.7	5.8	1.7	0.0	64.2	2.1	6.6	—	2.2	0.0	0.7	100
1925	22.2	2.9	5.6	0.0	52.2	2.3	11.7	—	2.5	—	0.5	100
1930	20.2	0.0	3.5	—	5.8	1.4	12.6	3.0	53.6	—	—	100
1935	17.8	0.0	4.2	—	5.6	1.1	13.7	3.6	54.0	—	—	100
1938	12.4	0.0	4.9	—	5.5	0.9	10.5	2.8	63.0	—	—	100

注) 出典は表5と同じ。1919年度までは決算。1925年度以降予算。

以上にみる通り、水田単作地帯中心の東北型農村では地租割、地価割の比重が相対的に高く、養蚕型、近畿型では戸数割（家屋税）の比重が相対的に高く、本稿対象の近畿型農村の一つ岡山県も、戸数割課税の比重が相対的に高い県であることを念頭に置いておきたいと思う。

なお、表5、表6からも明らかな通り、1920年には、地方税付加税制限率の緩和→上昇があり、表7によって明らかな通り、所得税付加税率をのぞき地租付加税、段別割、営業税付加税などの付加税率の上昇による地方税の増徴がみられたことに注目しておきたい。これは大戦後の地方税付加税率の緩和と政策を反映するものであった（「時局ノ影響ニ因ル地方税制限拡張ニ関スル法律」大正8年3月29日、法律第29号による）。

表7 地方税付加税率の改正（1920年）

税 種	改正前と後		府 県		
	1914	1920	1914	1920	
地租付加税制限率	宅 地	$\frac{13}{100}$	$\frac{34}{100}$	$\frac{9}{100}$	$\frac{28}{100}$
	その他	$\frac{32}{100}$	$\frac{83}{100}$	$\frac{21}{100}$	$\frac{66}{100}$
段 別 割		40銭	1円	40銭	1円
営 業 税 付 加 税		$\frac{11}{100}$	$\frac{29}{100}$	$\frac{15}{100}$	$\frac{47}{100}$
所 得 税 付 加 税		$\frac{4}{100}$	$\frac{3.6}{100}$	$\frac{15}{100}$	$\frac{14}{100}$

注) 内務省『地方財政概要』による。1919（大正8）年の法律改正による。

なお地租付加税は、1931年度より地価→賃貸価格に変わり、府県 $\frac{82}{100}$ 、市町村 $\frac{66}{100}$ となった。

3 大正期牛窓町財政における町税課税の実態

以上の地帯的特徴を前提に、われわれは、明治末とりわけ大正・昭和初期における牛窓町財政の変貌と町税課税及び戸数割課税の実態を検討してみよ

う。岡山県邑久郡牛窓町は、岡山県南の瀬戸内海に面し古くから対韓航路の寄留港、内海航路の要衝としての良港を備え、漁港としても栄えた町である。近世以来干拓・埋立を通じ土地造成を行って区域を拡張してきたが、1889（明治22）年2月三新法体制下の旧7番小区牛窓村に町制を施行している。以来産業も漸次発展した。⁽⁸⁾1920（大正9）年の第1回国勢調査人口によると、牛窓町の人口4730人⁽⁹⁾（うち男2449人、女2281人）、世帯数1084人である。これを職業別人口（大分類）によってみると表8の通りとなる。うち本業者のみでは、2256人中農業740人（32.8%）、水産業348人（15.4%）、工業490人（21.7%）、商業346人（15.3%）、交通業184人（8.2%）、公務・自由業82人（3.6%）、その他の有業者21人（0.9%）、家事使用人6人（0.3%）、無職業者39人（1.7%）となっている。この構成比は、国勢調査にいう従属者及び家事使用人を含めてもほぼ同様である。

表8 牛窓町職業別人口（1920年、国勢調査人口、大分類）（単位 人、%）

	総数	農業	水産業	鉱業	工業	商業	交通業	公務・自由業	その他の有業者	家事使用人	無職業者
合計	2,256 (2,474)	740 (620)	348 (489)	- -	490 (657)	346 (373)	184 (187)	82 (78)	21 (22)	6 (3)	39 (45)
男	1,638 (811)	435 (239)	321 (159)	- -	426 (180)	206 (121)	168 (65)	47 (20)	15 (7)	2 (2)	18 (18)
女	618 (1,663)	305 (381)	27 (330)	- -	64 (477)	140 (252)	16 (122)	35 (58)	6 (15)	4 (1)	21 (27)
	4,730	1,360	837		1,147	719	371	160	43	9	84
本業者の構成比	100	32.8	15.4		21.7	15.3	8.2	3.6	0.9	0.3	1.7
従属者及び家事使用人を含む構成比	100	28.8	17.7		24.2	15.2	7.8	3.4	0.9	0.2	1.8

注）内閣統計局『国勢調査報告』大正9年、岡山県による。

表9は、牛窓町の生産総価額を同町『現勢調査簿』によりみたものであるが1922（大正11）年度で農業20.0%、水産29.1%、工産（工業出荷額）49.4%となっている。1927（昭和2）年度には農業、工産の比重がやや増している。

牛窓町の農業の現状をみると、表10の通りである。a. 自作・小作別耕地

(8) 牛窓町『現勢調査簿』による。なお、岡山大学教育学部社会科学教室内地域研究会『牛窓町の歴史と現在』（「地域研究」第23集）、1982年、参照。

(9) 同町の『現勢調査簿』によると4871人となっている。これは、調査時の誤差を指すともみられるがこの相違は明らかでない。ここでは、『国勢調査報告』岡山県、によった。

反別では、田畑とも1922年で自作が6割、小作が4割を占める。しかも田よりも畑が面積で3倍以上を占め牛窓の丘陵地の地形を示している。農家戸数では自作2割8分、小作2割2分、自小作5割（1922年）である。b. 耕地所有別地主戸数5反未満7.3%と圧倒的に零細な土地所有農家が多く、10町以上2戸、50町以上2戸となっている。c. 耕作地規模別でも5反未満農家47%、5反以上1町未満31%、1町以上2町未満23%と2町未満の耕作者が圧倒的である。

表9 牛窓町の生産総価額

(単位 円, %)

	農業	蚕業	畜産	水産	林産	鉱産	工産	合計
1922年 (大正11) 構成比	169,542 20.0	- -	12,353 1.5	246,820 29.1	800 0.1	- -	418,725 49.4	848,241 100
1927年 (昭和2) 構成比	203,374 23.7	128 0.01	11,997 1.4	151,799 17.7	570 0.1	- -	486,608 56.8	857,426 100

注) 牛窓町『現勢調査簿』による。

農業者の中で町内の50町歩以上地主H両家⁽¹⁰⁾（本家、分家）のほかは、所有規模でも3町未満の所有農家数が9割以上を占める。耕地規模でも2町未満が殆んどであった。水田のほかには野菜、果樹などの畑作を行っていた。水産業では漁師が大部分で、古くからこの地は鱸^{いな}の大漁で知られていた。商工業では何軒かの酒屋（高租、服部）のほかには、醤油屋（服部）、造船業（岡）、材木業、などがあり、また、魚の卸市場、呉服、食料品店、雑貨屋などの商業、港湾都市に特有の旅館・遊廓などもみとめられた。また、木工船の船大工、零細な家内工業規模の材木業、木材製造所（いわゆる木挽き）など職人層が多くなっている。

牛窓町は、前島、志染、幡、東町、西町、本町、関町、中浦、綾浦、紺

(10) 服部大本家（西服部家）の当時の当主は、服部平五郎氏を継いだ服部和一郎氏。服部分家（東服部家）の当時の当主は、服部平兵衛氏（現当主服部完二氏）。後述の関係で以下前者をHN家、後者をHH家と略称する。

表10 牛窓町農業の現状

a. 自作小作別耕地反別と農家戸数(反, %)

	耕 地 反 別						農 家 戸 数 (戸)			
	田			畑			自 作	小 作	自小作	合 計
	自 作	小 作	計	自 作	小 作	計				
1922年	327	214	町反 54.1	1012	667	町反 167.9	86	67	153	306
構成比	60.4	39.6	100	60.3	39.7	100	28.1	21.9	50.0	100
1927年	314	226	54.0	1251	568	181.9	83	65	162	310
構成比	58.1	41.9	100	68.8	31.2	100	26.8	21.0	52.3	100

b. 耕地所有別地主戸数(戸, %)

	5反未満	5反以上	1町以上	3町以上	5町以上	10町以上	50町以上	合計
1922年	370	75	50	7	2	1	2	507
構成比	73.0	14.8	9.9	1.4	0.4	0.2	0.4	100
1927年	366	97	65	7	2	1	2	540
構成比	67.8	18.0	12.0	1.3	0.4	0.2	0.4	100

c. 耕地規模別農家戸数(戸, %)

	5反未満	5反以上	1町以上	2町以上	3町以上	5町以上	合計
1922年	151	100	73	—	—	—	324
構成比	46.6	30.9	22.5	—	—	—	100
1927年	119	116	74	—	1	—	310
構成比	38.4	37.4	23.9	—	0.3	—	100

注) 出典は表9に同じ。

浦, 大浦の11部落で構成され, 住民階層構成で特徴的な点は, 第1に, 同町が瀬戸内海に面する丘陵地(段々畑, 棚田)を中心に平坦地が少く農業人口約3割で, 上にみた通り1町歩未満の零細な耕作規模の小作・自小作農家が大部分ということである。第2に, 町内在住の大地主HN家は牛窓町中浦部落にあったが, ここにみられるように漁師, 農業者(大部分が当該地主の小作人)以外には先にみたような木材製造, 船大工その他の職人が多い。また第3に, HH家のある牛窓町東町のように木工船(高瀬舟や漁船などの小船)の船大工が中心をなす部落もあった。つまり, 特定の大地主, 酒造業

者、造船業者等をのぞくと、町内の住民の大多数は、農業者と漁師、職人、船大工、小商人（魚の行商人なども含む）——農業と兼業の者も多い——など種々雑多な住民階層が中心をなしていた。したがって、牛窓町財政も、すでに町村制施行以前の三新法体制下の牛窓村財政以来、税収の恒常的な不足と町内有力地主名望家からの大きな影響下に運営されることとなっていたのである。

まず、日露戦争後の明治末期から大正期に至る牛窓町財政の歳出入の状況を検討してやることから始めよう。表11は、1907（明治40）年度から1901（大正10）年度までの邑久郡牛窓町の歳出の目的別の推移をみたものである。歳出は経常部と臨時部に分れて支出されているが、町歳出の膨張が著しいのは、明治末では1909（明治42）、1911（明治44）、1913（明治45）年度、また1919（大正8）～1921（大正10）年度にかけてとなっている。このような歳出の膨張に貢献したのは、まず第1に教育費（小学校費を中心にほかに幼稚園費、女学校費、学事諸費がある）の膨張である。教育費には経常部支出と共に臨時部での支出があるが、1907年度で歳出全体の37.3%、1911年度では実に55.5%を占めるに至っている。その後も、1917年度36.5%、1921年度には再び48.0%となっている。このような教育費の膨張の理由としては、二つの理由があげられる。その一つは、1907（明治40）年3月の小学校令の改正にともなう尋常小学校義務教育年限の延長（4年→6年）、高等小学校2年制ないしは3年制の規定（1908年4月より実施）にともない、1909（明治42）年2月29日の町会にて牛窓尋常高等小学校校舎並に付属建物の増築を議決した。⁽¹¹⁾これによると、校舎、釣屋、便所等で計2800円を3200円に修正し可決している。このうち2200円は学校基本財産を流用し、あと1000円は明治42年度の町税徴収によるとしたのであるが、現実には、明治43～47年度の5年間で町税の徴収によって基本財産を積み戻すとしたのであり、年平均

(11) 牛窓町町会『会議録』による。

表11 牛窓町の歳出の推移（1907～1921年度，決算）

項目	1907	1909	1911	1912	1913	1915	1917	1919	1921
	(明治40)	(" 42)	(" 44)	(" 45)	(大正2)	(" 4)	(" 6)	(" 8)	(" 10)
經常部									
役所費	2,712 (36.8)	3,533	2,567 (13.1)	3,537 (13.7)	3,943 (27.2)	2,587 (18.9)	3,563 (26.4)	6,708 (23.4)	9,113 (23.1)
警備費	9	22	130	27	47	37	37	82	530
土木費	11 (0.1)	1,019	18 (0.1)	33 (0.1)	23 (0.2)	31 (0.2)	30 (0.2)	88 (0.3)	72 (0.2)
勸業費	27	17	15	82			36	54	73
地方改良費						10	10	35	31
教育費	2,747 (37.3)	6,919	10,878 (55.5)	5,417 (21.0)	4,373 (30.2)	4,609 (33.7)	4,924 (36.5)	10,149 (23.4)	18,947 (48.0)
衛生費	104 (1.4)	22	139 (0.7)	65 (0.3)	38 (0.3)	40 (0.3)	59 (0.4)	79 (0.3)	594 (1.5)
救助費	32	18	18	0	0	49	28	275	24
諸税及び負担	163 (2.2)	359	255 (1.3)	253 (1.0)	321 (2.2)	346 (2.5)	360 (2.7)	580 (2.0)	1,881 (4.8)
町有財産費及び基本財産積立金	973 (13.2)	533	47 (0.7)	27 (0.1)	20 (0.1)	65 (0.5)	132 (1.0)	4,148 (14.5)	3,603 (9.1)
小計 (その他共)	6,541 (88.9)	8,458	7,405 (37.8)	7,469 (28.9)	7,641 (52.7)	7,341 (53.7)	8,479 (62.9)	17,315 (60.3)	32,140 (81.4)
臨時部									
衛生費	585 (7.9)	1,370	411 (2.1)	343 (1.3)	121 (0.8)	1,731 (12.7)	58 (0.4)	2,558 (8.9)	2,302 (5.8)
土木費					956 (6.6)	527 (3.9)	239 (1.8)	65 (0.2)	283 (0.7)
補助費		77	156 (0.8)	90 (0.3)	100 (0.7)	261 (1.9)	120 (0.9)	130 (0.5)	195 (0.5)
公債費					3,507 (24.2)	3,245 (23.7)	2,981 (22.1)		
基本財産積立金			996 (5.1)	955 (3.7)	904 (6.2)	50 (0.4)	484 (3.6)	269 (0.9)	
小計 (その他共)	820 (11.1)	5,431	12,178 (62.2)	18,334 (71.1)	6,857 (47.3)	6,342 (46.3)	5,006 (37.1)	11,383 (39.7)	7,349 (18.6)
歳出合計 (構成比) (指数)	7,361 (100.0) (100)		19,583 (100.0)	25,804 (100.0)	14,498 (100.0)	13,683 (100.0)	13,485 (100.0)	28,699 (100.0)	39,488 (100.0)
			(266)	(350)	(197)	(186)	(183)	(390)	(536)

注) 牛窓町『町会会議録綴』各年度による。役所費は役場費と会議費の合計である。
臨時部の役所費と教育費は經常部に合体して算出した。

500円以上の税の追加徴収が必要とされた。

また、1908（明治41）年11月に町会で議決した教員住宅建築の費用424円も、町税戸別割221円50銭と県税補助金202円50銭でまかなうことが先の町会で香川眞一牛窓町長より提出され可決された。もっともこのさい、町内有志太田源蔵ほか17名より寄附の申出あり許可されている。⁽¹²⁾

いま1つの教育費増は、1911（明治44）年6月1日牛窓小学校校舎三棟の全焼によるものであった。香川町長は直ちに町会を召集し、とりあえず校舎二棟と付属建物一棟の新築、校具の補充の件を決議したのである。⁽¹³⁾先の歳出決算書をもても、1911（明治44）年度の教育費は経常費4093円、臨時費6663円を支出し、計歳出総額の55.5%を教育費が占めている事実からもこの点明らかなどころであろう。

町歳出で一定の比重を占めるのが、ほかに役場費、会議費などの役所維持費、土木費、勸業費、衛生費などであるが、土木費や勸業費の比重は牛窓町ではこの時期には相対的には小さかった（大正4年以降地方改良費が僅かにみられる）。衛生費は、伝染病隔離病舎の建設その他一定の割合を占めている。小学校校舎建築等のため基本財産をくいつぶしたのでその積戻しの支出並びに公債費の支出が1913（大正2）年度からみられるに至っている。

つぎに、表12によって1922（大正11）年度から昭和初期までについてみよう。教育費は経常歳出、臨時歳出を合せやはり40%台～50%台、時には全歳出の70%～80%台に達することもあった。1924（大正13）年度の教育費は、60190円と歳出の75.2%を占めたが、これは、綾浦地区への牛窓高等女学校を建設するための費用で同年度臨時部から35190円の支出がみられたのである。この建設は、その後数年間基本財産積戻金その他で尾を引くこととなった。その他、臨時部をも含めるとこの時期には、土木費、勸業費、地方改良

(12) 牛窓町町会『会議録』による。

(13) この点、刈屋栄昌『牛窓風土物語・続』、昭和48年、176ページ以下参照。

表12 牛窓町の歳出の推移 (1922~1930, 決算)

	1922 (大正11)	1923 (" 12)	1924 (" 13)	1925 (" 14)	1926 (" 15)	1927 (昭和 2)	1928 (" 3)	1930 (" 5)
經常部								
役所費	9,498 (22.1)	9,287 (26.3)	8,565 (10.7)	8,954 (20.0)	9,885 (18.0)	9,987 (18.8)	11,003 (16.0)	9,176 (16.0)
警備費	479	209	321	332	1,975	1,734	2,184	2,450
土木費	72 (0.2)	102 (0.3)	82 (0.1)	82 (0.2)	92 (0.2)	337 (0.6)	167 (0.2)	110 (0.2)
勸業費	357	574	140	152	130	647	335	558
地方改良費	59	30	35	25	18	13	20	20
教育費	18,305 (42.7)	18,902 (53.4)	60,190 (75.2)	27,072 (60.4)	29,702 (54.2)	30,662 (83.7)	33,502 (48.6)	37,320 (65.3)
衛生費	375	338	597	841	857	917	1,176	1,292
救助費	35	32	57	120	114	102	113	185
諸税及び負担	2,919 (6.8)	4 (0.0)	4 (0.0)	5 (0.0)	5 (0.0)	5 (0.0)	5 (0.0)	7 (0.0)
町有財産費及び基本財産積立金	5,726 (13.3)	117 (0.3)	151 (0.2)	264 (0.6)	162 (0.3)	278 (0.5)	1,273 (1.8)	278 (0.5)
小計	37,777 (88.0)	29,641 (83.8)	34,590 (43.2)	37,918 (84.6)	41,317 (75.4)	43,398 (81.8)	50,038 (72.6)	47,715 (83.4)
臨時部								
衛生費	501 (1.2)	590 (1.7)	476 (0.6)	153 (0.3)	904 (1.6)	1,049 (2.0)	1,451 (2.1)	756 (1.3)
土木費	2,878 (6.7)	1,119 (3.2)	3,223 (4.0)			205 (0.4)		633 (1.1)
補助費	1,065	265	465	365	385	485	785	665
公債費	—	—	—	—	—	—	—	—
基本財産積立金及び積立金	541 (1.3)	728 (2.1)	729 (0.9)	544 (1.2)	3,301 (6.0)	654 (1.2)	1,217 (1.8)	3,348 (5.9)
基本財産積戻金			4,680 (5.8)	5,622 (12.5)	6,316 (11.5)	3,642 (6.9)	225 (0.3)	
小計	5,133 (12.0)	5,738 (16.2)	45,462 (56.8)	6,918 (15.4)	13,498 (24.6)	9,687 (18.2)	18,863 (27.4)	9,470 (16.6)
歳出合計 (構成比) (指数)	42,910 (100.0) 583	35,378 (100.0) 481	80,052 (100.0) 1,088	44,836 (100.0) 609	54,815 (100.0) 745	53,085 (100.0) 721	68,901 (100.0) 936	57,185 (100.0) 777

注) 出所, 表11に同じ。

費などが一定程度みとめられる。また、役所費（役場費や会議費）がこの時期の選挙制度の変更、牛窓町財政における戸数割問題等をめぐる紛争などを通ずる町の出費増などによって一定の拡大をみたことなどにも注意しておかねばならない。全体として歳出の伸びはやや停滞気味である。

このような状況に対し、歳入の動向はどうか。表13によってこれを1907～1921年度までの前半の時期についてみよう。まず、歳入決算（したがって經常部、臨時部が含まれる）に占める町税の比重をみよう。町税では、国・県の付加税が中心をなすが、この構成比は1907年度の90%台をはじめ平均して5～7割を占めて比較的高くなっているように思われる。しかし、1911・1912年度は30%台と一方で変動も激しくなっている点も特徴的である。このうち県税戸数割（戸別割ともいった）の比重は、1907年度で71.5%、1909年度で44.8%と以後も1911、1912年度をのぞき歳入全体のほぼ3割～5割を占めている。つづいて、国税の地租付加税（地価割）や所得税付加税（所得割）、営業税付加税（営業割）がそれぞれ10%以内で一定程度存在するが、牛窓町では地租付加税に比べて営業税付加税や所得税付加税、さらには県税雑種税付加税なども含めて相対的に高くなっている。これは、酒造業、醤油業等を営む富豪大地主の存在と共に先の職業構成からも明らかな通り造船業者や船大工、旅館、呉服商、食料品店その他多様な小業者、職人及び雑業者の存在を反映するものであろう。1913（大正2）年度からは県税雑種税付加税として決算統計に登場する商業税、行商税、そうして特にこの中で比較的大きな比重を占める漁業税の存在がこれを反映するものである。

戦前町村財政の重要な位置を占めた財産収入も、牛窓町では1913～1917年度と10%台を占めており、また、寄付金が一定の比重を占める。国・県からの補助金・交付金（郡からの補助金もあり）、国庫下渡金などはなお構成比が小さくこの時期は、10%未満であった。町債は1911（明治44）年度にみられるが、これは、同年度の学校火災による尋常小学校の建設資金の一部をなす起債であった。大正期に入り1915（大正4）年度以降やっと繰越金が見え

表13 牛窓町の歳入の推移 (1907~1921, 決算)

	1907 (明治40)	1909 (" 42)	1911 (" 44)	1912 (" 45)	1913 (大正2)	1915 (" 4)	1917 (" 6)	1919 (" 8)	1921 (" 10)
町 税	7,552 (95.5)	9,245 (62.5)	11,927 (35.5)	8,338 (30.2)	9,116 (56.3)	10,017 (71.0)	8,104 (58.6)	20,138 (54.2)	33,030 (71.1)
うち 地 租 付 加 税 (地価割)	403 (5.1)	547 (3.7)	749 (2.2)	499 (1.8)	499 (3.1)	479 (3.4)	476 (3.4)	479 (1.3)	1,525 (3.3)
所 得 税 付 加 税 (所得割)	575 (7.3)	821 (5.6)	1,307 (3.9)	707 (2.6)	699 (4.3)	716 (5.1)	944 (6.8)	1,792 (4.8)	4,805 (10.3)
営 業 税 付 加 税	919 (11.6)	1,251 (8.5)	2,190 (6.5)	1,630 (5.9)	1,064 (6.6)	958 (6.8)	792 (5.7)	1,363 (3.7)	3,253 (7.0)
うち国税 付加税					852	675	492	658	2,142
県税付 加税					212	283	300	705	1,111
県税雑種 税付加税					581 (3.6)	560 (4.8)	606 (4.4)	1,497 (4.0)	3,338 (4.6)
県税戸数 割付加税 (戸別割)	5,654 (71.5)	6,627 (44.8)	7,681 (22.9)	5,503 (19.9)	6,272 (38.7)	7,304 (51.8)	5,286 (38.2)	15,008 (40.4)	20,109 (43.3)
使用料及び 手数料	24 (0.3)	28 (0.2)	45 (0.1)	44 (0.2)	190 (1.2)	235 (1.7)	427 (3.1)	531 (1.4)	1,082 (2.3)
財産収入			1,291 (3.8)	1,801 (6.5)	2,232 (13.8)	1,698 (12.0)	2,506 (18.1)	2,159 (5.8)	1,784 (3.8)
補助・交付金 及び下渡金	288 (3.6)	1,227 (8.3)	1,381 (4.1)	1,212 (4.4)	1,255 (7.7)	977 (6.9)	1,038 (7.5)	1,903 (5.1)	4,032 (8.7)
寄 付 金		2,092 (14.1)	730 (2.2)	1,197 (4.3)	759 (4.7)	556 (3.9)	164 (1.2)	250 (0.7)	3,589 (7.7)
基本財産借 入金		2,200 (14.9)							
町 債			17,100 (50.9)						
納 付 金						171 (1.2)	416 (3.0)	827 (2.2)	
繰 越 金						196 (1.4)	977 (7.1)	758 (2.0)	3,704 (8.0)
繰 入 金								10,274 (27.7)	
合 計 (その他共)	7,909	14,792	33,599	27,639	16,195	14,105	13,840	37,154	46,465
(構成比) (指 数)	(100.0) 100	(100.0) 187	(100.0) 425	(100.0) 349	(100.0) 205	(100.0) 178	(100.0) 175	(100.0) 470	(100.0) 587

注) 牛窓町『会議録』各年度による。

表14 牛窓町の歳入の推移 (1922~1930, 決算)

	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1930
	(大正11)	(" 12)	(" 13)	(" 14)	(昭和 1)	(" 2)	(" 3)	(" 5)
町 税	30,462	24,146	27,330	24,492	29,719	28,982	31,493	28,408
うち	(60.5)	(34.4)	(32.4)	(52.7)	(51.8)	(48.9)	(42.6)	(45.7)
地租付加税	1,535	1,730	1,551	1,555	1,160	1,203	1,205	1,182
	(3.1)	(2.5)	(1.8)	(3.3)	(2.0)	(2.0)	(1.6)	(1.9)
所得税付加税	4,931	2,679	1,893	2,105	1,977			
	(9.8)	(3.8)	(2.2)	(4.5)	(3.4)			
営業(収益)税付加税					2,622	2,206	2,435	2,367
						(3.7)	(3.3)	(3.8)
うち国税付加税	2,386	2,781	2,231	2,502	2,784			
県税付加税	1,174	1,054	908	818	838	521	562	537
県税雑種税付加税	3,373	3,617	3,757	3,841	3,861	5,330	5,656	5,216
	6.7	5.2	4.5	8.3	6.7	9.0	7.6	8.4
県税家屋税						1,578	1,585	1,460
県税戸数割付加税	17,063	12,285	16,991	13,671	18,703	17,768	19,644	17,254
(特別税戸数割)	33.9	17.5	20.2	29.4	32.6	30.0	26.6	27.8
特別地税付加税					397	406	406	393
使用料及び手数料	2,649	2,267	3,882	5,473	5,258	5,879	6,260	7,074
	5.3	3.2	4.6	11.8	9.2	9.9	8.5	11.4
財 産 収 入	2,009	6,065	1,110	1,462	1,862	6,950	6,849	2,751
	4.0	8.6	1.3	3.1	3.2	11.7	9.3	4.4
補助・交付金及び下	4,526	6,884	10,143	5,982	8,772	10,396	9,438	10,972
渡金	9.0	9.8	12.0	12.9	15.3	17.5	12.8	17.7
寄 付 金	1,049	1,154	2,679	3,444	5,529	3,328	1,664	1,486
	2.1	1.6	3.2	7.4	9.6	5.6	2.2	2.4
基本財産借入金	—	—	—	—	—	—	—	—
町 債	—	—	—	—	—	—	—	—
納 付 金	1,203	1,339	500	400	600		600	
	2.4	1.9	0.6	0.9	1.0		0.8	
繰 越 金	6,997	7,408	34,780	4,218	1,658	2,606	6,233	3,751
	13.9	10.6	41.3	9.1	2.9	4.4	8.4	6.0
繰 入 金		20,382	200	3,459		550	11,116	3,775
		29.1	0.2	7.4		0.9	15.0	6.1
合計(その他共)	50,318	70,158	84,270	46,494	57,421	59,318	73,973	62,095
(構成比)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(指 数)	636	887	1,065	588	726	750	935	785

注) 出典は、表11に同じ。

町の財政も健全化のきざしが見えるに至っている。

つぎに、後半の時期である1922年度以降の町歳入の推移を表14でみよう。町税は、1922年度の構成比60.5%，1925年度以降も50%台から40%台と相対的には高い構成比で推移している。これは、県税戸数割付加税が歳入全体のほぼ3割と賦課規則改正後もかなりの水準で維持されていることを反映するものである。もっとも、1923（大正12）、1924（大正13）年度の町税収入は全体の3割台に下落し、県税戸数割付加税も17%～20%辺にまで下落しているのは、後にみるような同町での大地主の戸数割賦課をめぐる紛争事件に主要な原因があるとみられることである。同年度には所得税付加税の構成比も幾分か減少をみている。しかし、漁業税、行商税、自転車税、荷馬車税その他零細な営業者を課税対象とする県税雑種税付加税は10%以内ではあるが一定の水準を維持していることが注目される。財産収入、使用料手数料（高等女学校の授業料を含む）、寄付金等がみとめられる。国・県からの補助・交付金及び下渡金は、10%未満からこの時期に10%台を漸次拡大の傾向がみとめられる。これは、市町村義務教育費国庫負担金制度（大正7年成立）の拡充にとまらぬ教育費負担金や災害、土木、衛生、救助費などへの国・県からの補助交付金などが僅かではあるが拡大する趨勢にあったことを示しているといえよう。大正末期から昭和初頭にかけて寄付金が急激に拡大する。歳入の伸びは変動が激しく全体としては昭和初期には停滞気味となっているが、これは、当時の経済界整理、不況を反映するものでもあったろう。

ところで、町税の歳入に占める比重はかなり大きいことが明らかとなったが、町税の大宗を占めるのが戸数割であることはいうまでもない。表15にて明らかな通り、町税として徴収される県税戸数割付加税は、1921（大正10）年度までは町税のほぼ6割～7割、その後一時期5割台にまで下ることもあるが、大正末・昭和初期もほぼ町税の6割台の水準を維持している。町税の動向は、戸数割課税の動向によって大きく左右されたといっても過言ではなかった。

（つづく）

表15 牛窓町の町税に占める戸数割の比重

(1907~1930)

年 度	町 税 (A)	戸 数 割 (B)	(B) / (A)
1907	7,552 円	5,654 円	74.9 %
1909	9,245	6,627	71.7
1911	11,927	7,681	64.4
1913	9,116	6,272	68.8
1915	10,017	7,304	72.9
1917	8,104	5,286	65.2
1919	20,138	15,008	74.5
1921	33,030	20,109	60.9
1922	30,462	17,063	56.0
1923	24,146	12,285	50.9
1924	27,330	16,991	62.2
1925	24,492	13,671	55.8
1926	29,719	18,703	62.9
1927	28,982	17,768	61.3
1928	31,493	19,644	62.4
1930	28,408	17,254	60.7

注) 戸数割は1926年度まで県税戸数割付加税, 1927年度以降特別税戸数割である。